

湖国が滋る・水と緑の街づくり

月刊



2007/5
vol.136

平成 19 年 4 月 1 日発行 通巻 135 号
昭和 40 年 8 月 21 日第 3 種郵便物認可
発行/社団法人 滋賀県建築士会
〒 520-0801
滋賀県大津市におの浜 1-1-18 建設会館 3F
TEL077-522-1615 / FAX077-523-1602

社団法人 滋賀県建築士会

URL : <http://www.kentikushikai.jp/> mail : shiga-sa@mx.biwa.ne.jp



CONTENTS

近江の国宝建造物

西明寺本堂

桁行七間 梁間七間 一重
入母屋造 向拝三間 桧皮葺
鎌倉時代

西明寺は承和元年(834)の創立と伝えられるが、現在の本堂は、様式上鎌倉時代に属し、しかも二種の様式が混合している。全体に純和様からなり、その意匠はきわめて優秀で、近畿地方における鎌倉時代和様仏堂の代表作の一つである。

- お知らせ.....2
- 建築基準法の改正等による今後の動きについて.....2~5
- 支部だより.....6~7
 - 大津支部・湖南支部
 - 甲賀支部・湖東支部
 - 彦根支部・湖北支部
 - 高島支部・滋賀湖西支部

- 5月の暦.....8
- 味のなるほどお国自慢
- 事務局からのお願い

お知らせ!!

平成 19 年度 社団法人 滋賀県建築士会 通常総会 開催!!

平成 19 年 5 月 26 日(土)

大津プリンスホテル

例年どおり通常総会の季節がやってまいりました。

さて、滋賀県建築士会においても、平成 19 年度通常総会を上記の要領で開催致します。本会会員の皆様には後日詳細を郵送でご案内致します。是非ご出席頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 19 年度 青年部会・女性部会 通常総会

本会通常総会に先がけ標記総会をそれぞれ同日開催の予定です。

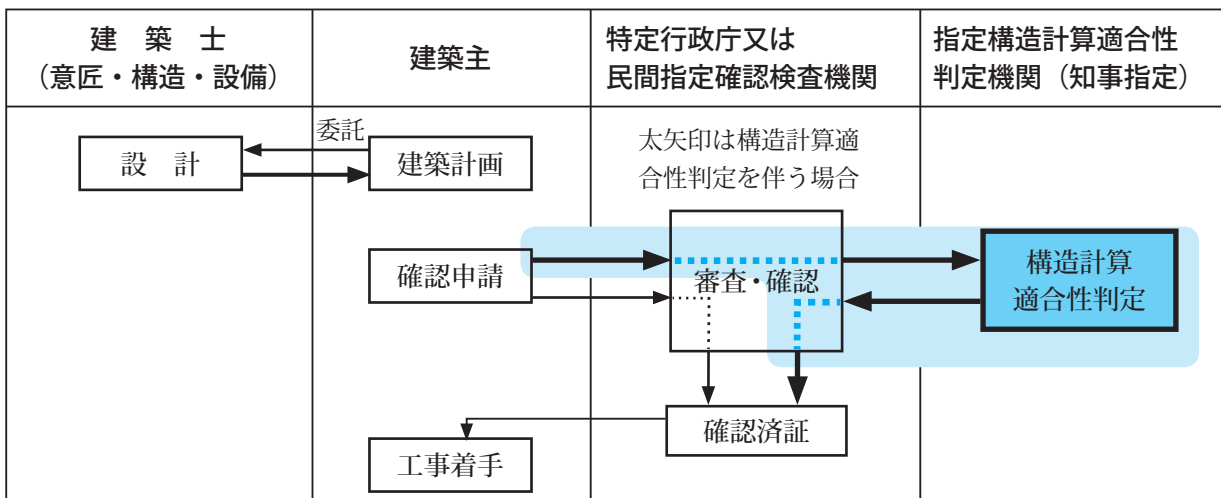
建築基準法の改正等による今後の動きについて

■ 6 月 20 日より建築確認において構造計算適合性判定が実施されます。

建築基準法の改正により一定規模・高さ以上等の建築物について、建築確認に構造計算の適合性判定が加わります。また、確認審査に要する期間が延長されるほか、判定に要する費用が確認手数料に加算されることとなります。(6 月 20 日以降に建築確認申請された建築物が対象)

構造計算適合性判定は、滋賀県が指定する指定構造計算適合性判定機関が実施します。

新たな建築確認のフロー



- ・ 構造計算適合性判定対象建築物については判定に要する費用が確認手数料に追加
- ・ 建築確認審査期間が延長(21 日→35 日 原則法定審査期間 7 日の場合は変わらない)

(1) 判定に要する費用【県内特定行政庁の場合 他都道府県や民間確認機関はそれぞれご確認ください。】

これまでの建築確認手数料に加算されます。国や特定行政庁が建てる建物で、計画通知となる場合は判定手数料のみ必要となります。

延べ床面積	1,000 m ² 以内	1,000 m ² 超～ 2,000 m ² 以内	2,000 m ² 超～ 10,000 m ² 以内	10,000 m ² 超～ 50,000 m ² 以内	50,000 m ² 超
ピアチェック※1	162,800円	185,700円	221,900円	294,700円	541,300円
再計画※2	111,600円	123,000円	139,600円	176,000円	297,600円

※1 国土交通大臣認定による構造計算プログラムを用いたもの以外で構造計算を行ったもの。

※2 国土交通大臣認定による構造計算プログラムによる場合(新認定プログラムの再計算による判定)

注) 現在認定のプログラムは新たな認定を受ける必要があるため、現行の認定プログラムを用いた場合は新認定プログラムの扱いとはなりません。

【手数料額算定における注意事項】

構造計算適合性の判定は構造計算ごとになります。

よって、1敷地に複数の棟がある場合や、1棟であってもエキスパンションジョイントで構造上分かれている場合などは、構造計算ごとの延べ床面積に対応する手数料額を加算する必要があります。

(2) 判定対象建築物

構造計算審査の概要		平成19年6月20日施行	
		構造計算適合性判定の有無	
		概要	備考
大規模な建築物	W : H > 13 m 等 RC : H > 20 m S : F ≥ 4	判定必要	構造計算適合性判定機関において判定員が ・再計算による確認 ・専門的知識を基に詳細に審査等により判定
中規模な建築物	W : F ≥ 3 W 以外 : F ≥ 2 又は A > 200 m ²		
小規模な建築物	上記以外	判定不要	建築主事のみによる審査 建築士が設計した場合は構造審査不要

従来ルート1～3の総称として許容応力度等計算としていましたが、関係規定の改正により計算方法の名称が概ね次のように整理されます。

(旧→新) ルート1→許容応力度計算 ルート2→許容応力度等計算 ルート3→保有水平耐力計算

詳細については、施行令等の公布により示されることになります。

●構造関係規定の改正方針(施行令、告示案による)

これまで、建築基準関係規定(法、施行令、告示)として規定されていなかった、「建築物の構造関係技術基準解説書」の内容の一部を告示などで規定することにより、構造計算を行う場合の判断条件が法的に示されることになります。

これは、一般的な構造計算において使用できる技術的判断を規定することによって、不適切な判断が行われないようにすることを目的としています。

特に、同解説書に付録されている「構造計算における技術慣行」の主要な内容も告示や技術的助言で規定される予定で、一例としては、鉄骨造で冷間成形鋼管の基準等が法的に位置付けられることになります。

一般的にはこれまで以上に安全性に関する制約が加わり、構造設計だけでなく、意匠設計にも関わる事項としてもとらえる必要があります。

3. 建築士法の改正について

改正建築士法が平成 18 年 12 月 20 日に交付されました。

今後は政省令等の改正が行われ、法交付後 2 年以内(平成 20 年 12 月予定)に施行されることになります。

建築士法等の一部を改正する法律について (平成 18 年 12 月公布)

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

1. 建築士の資質、能力の向上

◆建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け

- ・講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設

◆建築士試験の受験資格の見直し

- ・学歴要件の見直し (現行：所定の学科卒業 → 改正：指定科目の履修)
- ・実務経験要件の適正化(原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定)

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

◆一定の建築物[※]について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け

- ・法適合チェックがされていない場合の確認申請書受理及び工事着工の禁止【建築基準法の改正】

※一定の建築物について

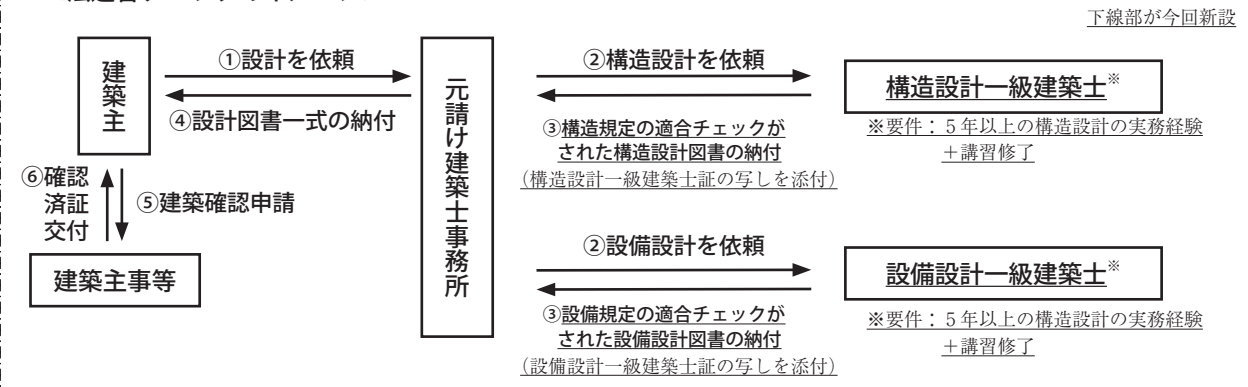
<構造設計の場合>

- ・高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務付けられる一定規模以上の建築物
(鉄筋コンクリート造高さ 20 m 超、鉄骨造 4 階建て以上、木造高さ 13 m 超又は軒高 9 m 超等)

<設備設計の場合>

- ・3 階建て以上、かつ、床面積 5,000 m²超の建築物

<法適合チェックのイメージ>



◆建築士が設計・工事監理した場合の小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略の見直し

(専門能力を有する建築士が設計・工事監理した場合のみ引き続き審査省略を認める)

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

◆建築士事務所を管理する監理建築士の要件強化

建築士として3年以上の実務経験と管理建築士講習の受講を要件として付加

◆設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面による確認の義務付け

工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等について説明

◆建築士事務所以外への再委託の禁止

◆分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築物の設計等について、一括再委託を全面的に禁止

◆建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付

・建築士等の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設

	登録実施主体	
	現行	改正後 (機関を指定した場合)
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関 (都道府県知事指定)

4. 団体による自律的な監督体制の確立

◆建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化

・協会による苦情解決業務の実施等

◆建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

◆分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止

◆資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大

(現在は公共工事のみ)

6. 施行期日等

◆平成18年12月13日法案可決・成立、12月20日公布。主として、公布後2年以内施行。

支部だより

大津支部

平成19年春のライトアップ 桜の三井寺・琵琶湖疏水

華やかで美しい彩りを見せる桜の花と、三井寺の歴史的建造物や琵琶湖疏水を光のカーテンによって一層魅力的に演出される、春のライトアップが今年も3月23日(金)～4月17日(火)18時30分～21時30分の間行われました。ライトアップ時間帯は入山料・駐車料金は無料となり毎年大勢の人でにぎわいます。

ライトアップの期間は開花状況によって変更される場合がありますが、毎年行われる恒例の行事となっています。夜桜と光のコンサートも毎年楽しみの一つであり、まだご覧になっていない方はぜひ来年は、幻想的な春の夜のひとときをお楽しみ下さい。



湖南支部

草津市桜憲章記念碑が完成しました。

草津市桜憲章記念碑が平成19年3月末に完成

草津市では、「桜並木を活かしたまちづくり」をするため、平成18年3月に草津市桜憲章を制定しました。草津市桜憲章の制定を記念して、平成18年度に草津市桜憲章記念碑の設置を進めておりましたが、平成19年3月末に完成しました。草津市では、桜を「愛し、育て、創り出す」の3語に表現されているように、美しく、ぬくもりがあり、咲き誇るまちが、いつまでも続くことを願い、まちづくりを進めてまいります。

・桜憲章記念碑広場の概要

1. (場所)草津市東草津三丁目(草津川右岸 砂原大橋北詰)
2. (広場面積)約240ヘイホウメートル(2箇所)
3. (記念碑)1基(1.4m×1.6m)
4. (植栽等)桜10本(ソメイヨシノ2本、シダレザクラ3本、オオヤマザクラ5本)



草津市桜憲章記念碑と桜憲章広場

甲賀支部

甲賀支部通常総会・講習会・懇親会 開催のご案内

5月11日(金)甲賀市勤労青少年ホーム(サントピア水口)にて平成19年度の通常総会を開催します。同時に講習会・講演会、総会の後には懇親会を計画しております。甲賀支部会員の皆様のご参加をお待ちいたしております。

- 講習会 14時～14時45分
「住宅用火災報知機」の設置について
甲賀広域行政事務組合
消防本部予防課 植西 克夫氏
- 講演会 15時～16時
「近江商人に学ぶ」
NPO法人三方よし研究所
(株)ナカザワ 中澤 実隆氏
- 総会 16時15分～17時
平成19年度事業・決算の件
平成19年度事業・予算の件
平成19年度役員改選の件
- 懇親会 17時15分～19時 食事会(酒席は伴いません)

湖東支部

平成19年度湖東支部通常総会 開催のご案内

支部会員の皆様下記にて総会を行いますのでご参加ください。

日時：平成19年5月12日(土)
午後3時より午後4時45分
続いて懇親会を5時より行います。

場所：滋賀県立男女共同参画センター 会議室

アピール

今、求められるテーマ！

『愛を育む家のあり方』

上記のテーマが全国に広がることを念じます。

彦根支部

平成 18 年度 彦根支部通常総会開催

下記により彦根支部通常総会を開催します。

日時 平成 19 年 5 月 19 日(土) 午後 2 時 00 分

場所 彦根勤労福祉会館(彦根市大東町 4-28)

★研修会 午後 2 時 00 分

「伝統民家が大地震に備える仕組みとその耐震改修の考え方」

講師 金沢工大・秋田県大名誉教授 鈴木 有 先生

★通常総会 午後 4 時 00 分

★懇親会 午後 5 時 00 分より (当日会費 ¥ 3,000 / 人)

研修会のお知らせ

研修会を開催いたします。彦根支部以外のかたもご参加下さい。

日時 平成 19 年 5 月 19 日(土) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

場所 彦根勤労福祉会館

(彦根市大東町 4-28 TEL 0749-23-4140)

※駐車場に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

内容

「伝統民家が大地震に備える仕組みとその耐震改修の考え方」

講師 金沢工大・秋田県大名誉教授 鈴木 有 先生

CPD 2 単位

鈴木有(すずきたもつ)先生

一級建築士事務所・

木の住まい考房・主宰。

金沢工業大学名誉教授、

秋田県立大学名誉教授。

1938 年 近江八幡市生まれ。

京都大学工学部建築学科卒。

京都大学防災研究所、金沢工業大学建築学科、

秋田県立大学木材高度加工研究所において、

耐震工学、地域防災学、木質構造学を専門に研究。

阪神・淡路大震災以降は、民家の構造を探求し、

民家の建設方式やそこの暮らしにも学んで、

伝統の叢智を現代に活かす試みを実践している。



5 月 10 日までに出席される方は連絡先を FAX・電話または

E メールにて彦根支部事務局 福谷までお申し込みください。

FAX 0749-24-8051 TEL 0749-24-6500

E-mail: kentikusikaihikonesibu@mail.goo.ne.jp

湖北支部

平成 19 年度 湖北支部・ 同賛助会通常総会の案内

開催日時: 平成 19 年 5 月 12 日(土) 16:30 ~

開催場所: グランパレー京岩 TEL 62-2233

今回、開催に先立ち 14:30 より滋賀県の断層及び断層が地震に及ぼす影響、地震による建物崩壊のメカニズムについて講演会を開催します。最近、能登半島地震など地震に対する関心が集まるなか、滋賀県の断層を専門に研究しておられる講師を迎え、分かり易く講演頂きます。断層、地震を身近な知識として学ぶ機会になればと思います。興味のある方は

是非とも参加下さい。また、講演会終了後、賛助会会員の方より自社製品の PR タイムも考えております。併せてご参加下さい。また、総会終了後懇親会を行います。恒例のビンゴゲームも行いますのでたくさんの方の参加をお待ちしております。

湖西高島支部

追坂峠の歴史

マキノ町を南北に縦走る国道 161 号線の基本である西近江路は畿内と北陸を結ぶ古道で、北陸道、北国道、北国海道、湖西路ともよばれ、日本を代表する幹線道のひとつとして重要な役割を果たしてきました。

江戸時代には追坂峠を挟んで本町の海津と野口にこの路の宿駅があり、上り荷、下り荷の湖上輸送物資の重要な荷受地点として繁栄。少なくとも 15 世紀には海津から追坂峠道を通って敦賀津へ出る七里半越えが開発されており、室町時代中期の応永 34 年(1427) 2 月、飛鳥井雅縁が越前に下った時のことを記した「道すがらの記」には、京からの道すがら、海津を経て荒路山道に入ろうとする時、大津の逢坂峠と同名の逢坂(近世は越坂、現在は追坂)という坂道があったと書かれています。

ここから眺める琵琶湖は絶景です。



春から夏にかけての追坂峠の風景
雪に覆われた追坂峠の風景

湖西滋賀支部

堅田豪族三家の一つである居初家の茶室と庭園は天然図画亭と呼ばれ、茶室は県の重要文化財であり、庭園は国の名勝に指定されている。建物は六如上人天台の学僧で近江八幡の出身で寛政 11 年天然図画亭と命名したとあります。葺葺入母屋造り、平入りの建物で、玄関が三畳、中間四畳半(本勝手)の茶室。是に続く佛間六畳で主室は八畳と一畳の点前畳で腰高の障子を入れ(腰板には花鳥を描き海北友松の筆と伝える)とあり点前座は向切、逆勝手中央に中柱を立て一方は点前座への出入口と、他方は結界を作りつけて道具を客に見せびらかさない謙虚な気持ちはあらわしている。従って客はいながらにして四季の湖上風景三上山や湖東連山が一望のもとに見渡せる。縁先には板部の仕掛けがあり、雨天には下して雨中の景色も眺められる。又、庭園は江戸時代の茶人、藤村庸軒と北村幽安の合作とある。庭の東部は琵琶湖に面し湖東の連山を借景とした枯山水庭で、門をくぐると霰敷とされサツキの大刈込を背景とし書院庭園の景観をあらわし自由な手法で「立ツクバイ」を左手に霰敷を矩形に打ち特殊な構成を示して東部に蓬莱山水として亀島、鶴島がある。縁先に接して宝塔の塔身を手水鉢にした(鎌倉時代の作品とされる袈裟形)があり、全庭を覆う緑の杉苔と石垣附近の満開時のサツキは一層庭園美を引き立たしめる。

天然図画亭園の葉より

5月の暦



1	火	大安		17	木	仏滅	
2	水	赤口	事業・会計監査	18	金	大安	
3	木	先勝		19	土	赤口	
4	金	友引		20	日	先勝	
5	土	先負		21	月	友引	
6	日	仏滅		22	火	先負	
7	月	大安		23	水	仏滅	
8	火	赤口	三役会 理事会	24	木	大安	
9	水	先勝	一級建築士 受験申込受付	25	金	赤口	
10	木	友引		26	土	先勝	(社)滋賀県建築士会 通常総会
11	金	先負		27	日	友引	
12	土	仏滅		28	月	先負	
13	日	大安		29	火	仏滅	(社)日本建築士会連合会 総会
14	月	赤口		30	水	大安	
15	火	先勝		31	木	赤口	
16	水	友引	三役会 評議員会				

味のなるほどお国自慢

味は移動した。

戦国時代上洛した織田信長、足利将運に仕えた料理の名門「三好家」の料理人、坪内に料理を作らせたところ、信長は「みずくさくて食えぬ」といった話はよく知られている。

そこで坪内は改めて膳をし直し、初めの味が三好家の味で、二度目は三流の味付けで田舎風に味を濃くしたら信長の心になつたと「常山紀談」が逸話として伝えている。尾張の生まれの信長は京料理に慣れておらずうす味の京料理の上品な味も評価は違ってくる。

戦国時代には、京都以外に料理が発達した大都市はなく、料理と云うと京料理かそれ以外かの二つの区別であった。江戸時代になり江戸や大阪が都市として成長を遂げ、都ぶりの料理は「京料理」と呼ばれるようになり、江戸中期以降になって料亭料理も発達する。その時代に滝沢馬琴は京の味を「赤味噌はな

し。白味噌といふものは塩気うすく甘ったるくして喰らうべからず。田楽もこの白味噌をつけるゆえ、江戸人の口には食ひがたし」と京の味付けは江戸人の口に合わなかったと云える。

今日鉄道が発達し流通によって関東と関西の距離は縮まっているが、味やダシの違いはあり、即席めんでも関西と関東で味が違うのです。京都では昔からお正月のおぞうには白味噌で頭のもとは大根でうす味である。

参勤交代が行われるようになり味も移動、藩主が替わるたびに料理も移動、甲賀忍者の携行食であった「かんぴょう」が現在では栃木県下野で全国の90%が生産されている。これは甲賀郡水口藩、鳥居伊賀守忠英が下野国、壬生藩主になったときに藩の彦守振興のために奨励したからであり、味は移動したと云えるし、又一方では昔乍らの味でこだわった料理を郷土料理として盛えているところもある。

PHP 文庫 味のなるほどお国自慢より

事務局からのおねがい

皆様ご存知のとおり本年は会員名簿の発刊年となっております。2005年号会員名簿記載以降に、変更誤りのあった方は、ご連絡下さい。なお、発刊は本年末ごろの予定です。

会員名簿記載事項訂正届け		(社) 滋賀県建築士会 FAX 077-523-1602	
氏名		支部名	
変更項目	氏名 ・ 自宅郵便番号 ・ 自宅住所 ・ 自宅 TEL ・ 勤務先名 ・ 勤務先 TEL		
新			
旧			